○経済産業省告示第十四号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成三十年二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成三十年二月二十日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
417230	八矢　伸一
417232	安間　章裕
417234	本間　隆浩
417236	田中　健
417238	村松　啓介
417240	服部　昂
417242	大貫　芳久
417244	柚木　正人
417246	野村　幸男
417248	岩田　大樹
417231	野網　誠人
417233	高見　研次
417235	望月　正人
417237	相澤　康之
417239	平松　猛
417241	桑岡　伸治
417243	小柿　孝浩
417245	荒川　大地
417247	野網　勇吾
417249	坂本　純平

○経済産業省告示第十五号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成三十年二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成三十年二月二十日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
104364	白石　隼
410616	杉山　智宏
410559	谷　雄太

○経済産業省告示第十六号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、平成三十年二月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成三十年二月二十日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
300879	中野　誠一

○経済産業省告示第十七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成三十年二月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成三十年二月二十日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
405268	寒川　基格
410711	小林　圭佑
410701	野田　賢広
410712	漆　幹

○経済産業省告示第十八号

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第五十五条の七第一号及び第二号の規定に基づき、次の有価証券及び金融機関を指定したので、告示する。

平成三十年二月二十日

経済産業大臣　世耕　弘成

一　有価証券

イ　地方債

ロ　政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）

二　金融機関

イ　銀行

ロ　長期信用銀行

ハ　全国を地区とする信用金庫連合会

ニ　全国信用協同組合連合会

ホ　労働金庫連合会

ヘ　農林中央金庫

ト　株式会社商工組合中央金庫

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第十九号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成三十年経済産業省告示第十三号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成三十年二月二十日

経済産業大臣　世耕　弘成

災害名	地域	指定の期間
平成三十年二月四日からの大雪による災害	福井県 福井市 大野市 勝山市 鯖江市 あわら市 坂井市 吉田郡永平寺町 丹生郡越前町	平成三十年二月六日から平成三十年五月十九日まで

○国土交通省告示第百八十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

立野川一及び新所川四

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野

字東新所　一一二番一　一号

一〇九三番三　二号

一〇九九番四　三号

字舞堂　一〇二七番一　四号

一〇一二番一　五号

九九四番二　六号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

三王谷川一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字長野

字花立　九二六番　一号及び二号

九二七番　三号

九二七番　四号

地先道路敷　五号

九四三番二　地先道路敷　六号

九三〇番　七号

九三一番　八号から十号まで

字獄大道　八七〇番二　十一号

九二五番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱十二号から十七号までを順次結んだ線及び標柱十二号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字長野

字吉岡　二五一四番一〇　十二号から十七号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中松川一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字中松

字西地　一八六〇番一　一号

一八三六番　二号

一八四六番一　三号

一八五八番　四号

一八五七番六二　六号

一八五七番六三　七号

字竹ノ倉　二〇九五番一　五号